練馬区立仲町小学校校長 矢島 直行

臨時休業期間中の小学校の校庭の利用について

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、練馬区では令和2年3月2日から春休みまでを臨時休業期間としておりますが、 この度、区立全小学校の校庭を児童の運動等の活動場所として提供することとなりまし た。

このことを踏まえ、下記のとおり仲町小学校の校庭を利用できるようにいたしますので、お知らせします。

なお、今後の状況の変化に応じて、対応を変更する場合があります。その際は改めて お知らせいたします。

記

- 1 利用できる場所 仲町小学校の校庭 ※体育館は利用できません。(雨天時含む)
- 2 対象者 仲町小学校の児童(全学年)
- 3 日時
- (1) 令和2年3月17日(火)、18日(水)、19日(木)

 $1 \cdot 2 \cdot 3$ 年生 $9 : 0 \cdot 0 \sim 1 \cdot 2 : 0 \cdot 0$ $4 \cdot 5 \cdot 6$ 年生 $1 \cdot 3 : 0 \cdot 0 \sim 1 \cdot 6 : 0 \cdot 0$

(2)令和2年3月23日(月)

1 · 2 · 3 年生 1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0

4・5・6年生 15:00~16:30

※校庭を利用する児童数の状況によっては、時間の割り振りを変更することがあります。その際は、ご連絡します。

4 利用にあたっての留意事項

- (1) 利用できるのは本校に在籍の児童のみです。保護者・幼児・中学生等の利用はできません。
- (2) 校庭を利用する際には、検温を行うなど、事前にお子様の健康観察を行ってください。発熱や風邪の症状がある場合は、利用できません。
- (3) 学校の教職員が見守りを行いますが、校庭開放のルール及び通常の休み時間に準じて利用するよう、お子様にご指導ください。普段休み時間に使っているボール、長なわ等は用意します。
- (4) お弁当やおやつを校庭で食べることはできません。
- (5) 自転車で学校に来ることはできません。行き帰りのお子様の安全管理は、保護者の 責任において行っていただきますようお願いいたします。
- (6) 校庭には、西門(体育館側)から出入りします。東門は開いていません。
- (7) トイレは、西昇降口(1・6年生の下駄箱)側と校庭のトイレを使用します。
- (8) 利用開始時、終了時は、必ず受付をしてください。
- (9)必要に応じてマスクの着用をお願いします。

【問い合わせ】

練馬区立仲町小学校 副校長 岡田 知樹電話 3932-5360